

諮問番号：平成29年諮問第4号 諮問日：平成29年5月8日
答申番号：平成29年答申第4号 答申日：平成29年6月9日
件名：衆議院議長夫人の公務出席状況に関する議院行政文書の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「衆議院議長の夫人の公務出席の状況に関わる文書。（平成27年度から申出日現在まで。公費負担額、支出法的根拠、私人・公人の区分及び議長（公人）の家族に対する公費負担の根拠。）」の開示申出に対し、「衆議院議長の夫人の公務出席の状況に関わる文書。（平成27年度から申出日現在まで。公費負担額）」（以下「本件対象文書1」という。）につき、その存否を明らかにしないで不開示とし、「支出法的根拠、私人・公人の区分及び議長（公人）の家族に対する公費負担の根拠」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 苦情申出の趣旨

本件対象文書につき、衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）3条に定める開示を求めたのに対し、平成29年4月18日付衆庶発第1109号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が不開示としたことは不当であり、本件対象文書の開示を求める。

2 苦情の内容の要旨

議院行政文書不開示通知書の「開示しないこととした理由」では、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』……第5条第1号が規定する『個人に関する情報』に該当する」とし、「存否を明らかにしないで開示しないこととした」としているが、なぜ「個人に関する情報」に該当するのか、具体的な理由が乏しく、不開示とした理由は不当である。

「申出に係る『支出法的根拠、私人・公人の区分及び議長（公人）の家族に対する公費負担の根拠』については、保有していない」とし、存否を明らかに

しており、前段の理由との整合性がない。

また、「公費負担額」も開示申出をしているが、これも存否を明らかにすることができないものなのか、全くもって疑問である。

よって、議院行政文書不開示決定は不当であり、開示申出に係る不開示部分の開示を求める。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局からの説明を聴取したところ、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象文書1の不開示・存否応答拒否情報該当性

規程3条3号において準用する「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）5条1号では、「個人に関する情報」は原則として不開示情報に該当すると規定している。ここにいう「個人」とは、自然人を指し、その人物の社会的地位や立場について限定しているものではない。よって、本件開示申出において対象とされている衆議院議長（以下「議長」という。）の夫人（以下「議長夫人」という。）は、同号にいう「個人」に該当する。

本件対象文書1については、当該文書の存否を明らかにすることは、「議長の特定の公務に議長夫人が出席した事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものである。本件存否情報は、上記で述べたとおり、規程3条3号において準用する法5条1号前段が規定する「個人に関する情報」に該当する。

同号ただし書該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされていることはなく、公にすることが予定されている情報でもないため、同号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロに該当する事情も存在せず、また、議長夫人は同号ただし書ハが規定する「公務員等」には当たらないため、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件対象文書1の存否を答えるだけで、規程3条3号において準用する法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、規程6条の規定により、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした。

2 本件対象文書2の不開示情報該当性

本件対象文書2については、いずれも該当する文書は存在しない。

また、当該文書の存否を明らかにすることは、1で述べた本件存否情報を明らかにする結果を生じさせるものではないため、保有していないことを理由として不開示としたものである。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成29年 5月 8日 苦情の申出書の接受
- ② 同日 諮問
- ③ 同月10日 調査・審議
- ④ 同月17日 調査・審議
- ⑤ 同月24日 事務局からの説明の聴取及び調査・審議
- ⑥ 同月31日 調査・審議
- ⑦ 6月 7日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書1の不開示・存否応答拒否妥当性

本件対象文書1に係る開示申出は、議長夫人を特定して、議長の特定の公務に係る議長夫人の出席状況に関わる文書（以下「出席状況文書」という。）及び議長の特定の公務に議長夫人が出席した場合の公費負担額に関わる文書（以下「公費負担額文書」という。）の開示を求めるものであると認められる。

事務局は、両文書について存否を明らかにすることは、本件存否情報を明らかにする結果を生じさせるものであることを不開示理由としているが、正確には、本件対象文書1のうち公費負担額文書の存否を明らかにすることは、議長の特定の公務に①議長夫人が出席し、公費負担があった、又は②議長夫人が出席し、公費負担はなかった、若しくは③議長夫人が出席しなかった、のいずれかの事実を明らかにするものであると認められる。

規程3条3号において準用する法5条1号は、「個人に関する情報」が原則として不開示情報に該当する旨規定しており、議長夫人は同号にいう「個人」に該当する。よって、本件存否情報並びに①、②及び③に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

本件存否情報並びに①、②及び③に係る情報について、同号ただし書ロに該当する事情は認められず、また、議長夫人は同号ただし書ハが規定する「公務員等」には当たらないため、同号ただし書ハにも該当せず、さらに、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件対象文書1の存否を答えることは、規程3条3号において準用する法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、規程6条の規定により、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきであると認められるが、その理由は、出席状況文書は本件存否情報を明らかにする結果を生じさせるためであり、公費負担額文書については①又は②若しくは③のいずれかの事実を明らかにする結果を生じさせるためである、とすべきであった。

苦情申出人は、「なぜ『個人に関する情報』に該当するのか、具体的な理由が乏しく、不開示とした理由は不当である」と主張するが、規程3条3号において準用する法5条1号が規定する「個人」は自然人を指し、議長夫人が自然人たる個人であることは言うまでもなく、また「個人に関する情報」は同号ただし書に掲げる情報を除く個人に関するすべての情報を包含するのであり、かつ本件存否情報並びに①、②及び③に係る情報は同号ただし書のいずれにも該当しないことに理由は尽きていると言うほかはない。

また、『公費負担額』も開示申出をしているが、これも存否を明らかにすることができないものなのか、全くもって疑問である」との主張についても、上記で述べた理由から、当該文書はその存否を明らかにしないで不開示としたことは、結論において妥当である。

2 本件対象文書2の不開示妥当性

本件対象文書2について、事務局から説明を聴取したところ、第3の2で述べたとおり、いずれも該当する文書は存在しないとのことであった。

上記事務局の説明が不自然、不合理であるとはいえず、当該文書が存在し、事務局において保有しているとは認められない。よって、これを保有していないことを理由として不開示としたことは妥当である。

苦情申出人は、当該文書について、「存否を明らかにしており、前段の理由との整合性がない」と主張しているが、本件対象文書1は、文書の存否を明らかにすることにより不開示情報である議長夫人の個人に関する情報を開示することとなるため、文書の存否を明らかにしないで不開示としたものであり、これに対して当該文書は、文書の存否を明らかにすることにより不開示情報である議長夫人の個人に関する情報を開示することとはならないものであるから、本件対象文書1と同一に考えるべきものではない。

3 本件対象文書の不開示妥当性

以上の理由から、事務局が、本件対象文書1をその存否を明らかにしないで不開示としたこと及び本件対象文書2を保有していないことを理由として不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書1のうち公費負担額文書は、第5の1で述べた①又は②若しくは③のいずれかの事実を明らかにする結果を生じさせることとなるとの理由でその存否を明らかにしないで不開示とすべきであった。

第6 答申をした委員

矢崎秀一、戸松秀典、上村直子